

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第13回 総会議事録

期日 令和 5年 3月14日

場所 おいらせ町立東公民館

第13回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館2階ホール
2. 開会期日 令和 5年 3月14日(火)午後 1時28分
3. 閉会日時 令和 5年 3月14日(火)午後 2時07分

4. 出席委員

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2番 馬場 武雄 君 | 3番 日ヶ久保 亨 君 | 4番 玉川 勉 君 |
| 5番 沼舘 廣志 君 | 6番 久慈 弘子 君 | 8番 袴田 光雄 君 |
| 7番 吉田 良紀 君 | 9番 佐々木 明博 君 | 10番 松本 一弥 君 |
| 11番 柏崎 幸子 君 | 12番 坂井田 進 君 | 13番 袴田 信男 君 |
| 15番 久保田 信一 君 | 17番 成田 健義 君 | 18番 名古屋 誠一 君 |
| 19番 松林 勝智 君 | | |

5. 欠席委員

- 1番 日ヶ久保 浩幸 君、14番 上久保 辰視 君、16番 川口 勉 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第26号 おいらせ町農地賃貸料情報について
- (2) 報告第27号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第28号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第29号 下限面積(別段の面積)の設定について
- (5) 議案第56号 令和5年度労働賃金等の標準額の設定について
- (6) 議案第57号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (7) 議案第58号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (8) 議案第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (9) 議案第60号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (10) 議案第61号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (11) 議案第62号 農業経営改善計画認定に係る意見について
- (12) 議案第63号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行の承認について
- (13) 議案第64号 令和5年度おいらせ町農業委員会基本方針について
- (14) 議案第65号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について

7. 会議録署名委員

- 12番 坂井田 進 君、13番 袴田 信男 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駁 淳
農林水産課 主幹 成田 和久

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後1時28分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から、令和4年度 第13回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 16名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、1番 日ヶ久保 委員、14番 上久保 委員、16番 川口 委員については、欠席のむね連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、13番 袴田 信男 委員、12番 坂井田 委員 をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第26号「おいらせ町農地賃借料情報について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第26号について説明します。</p>

	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの農地法第3条並びに農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約について、賃借料を集計したものであります。</p> <p>金額については議案書のとおりです。平均額は昨年と比較して、上田は1,350円の増、下田は2,517円の減、普通畑は460円の減となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第26号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第26号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第27号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第27号について説明します。</p> <p>議案書の2-1から2-9ページをご覧ください。</p>

	<p>本件は、相続等により農地の権利を取得した者が農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p>
議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>無いようですので、報告第27号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第28号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第28号について説明します。</p> <p>議案書の3ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員 及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>無いようですので、報告第28号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に報告第29号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長です。</p> <p>それでは、報告第29号についてご説明申し上げます。</p> <p>この下限面積要件につきましては、例年総会にお諮りし、農地法第3条第2項第5号の規定に掲げる標準的な面積要件とされる、5,000平方メートルをこれまで設定してきました。</p> <p>しかし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が今年4月1日から施行されることに伴いまして、農地法も改正され、この条文が削除されます。その結果、下限面積要件そのものが法律上廃止されることとなりますので、当町においても同日をもって当該要件を撤廃して事務にあたるものです。</p> <p>ただし、その他の3条許可に関する要件はそのまま残りますので、それに基づいて対応していくこととなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、報告第29号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第56号「令和5年度労働賃金等の標準額の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第56号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、令和5年度の労働賃金等の標準額の設定について審議を求めるものであります。賃金の算出根拠については、周辺市町村との労働賃金の比較を行った上で標準額の決定をしております。</p> <p>なお、昨年度からの変更点として、田畑一般作業の単価を県の最低賃金を下回らないよう、6,600円から6,824円に変更し、畦塗りは30円から33円、自走式脱穀を5,000円から6,000円、堆肥散布を2,000円から2,200円に変更しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
1 3 番 (袴田委員)	<p>はい、13番 袴田です。</p> <p>これで、代かきをもう少し上げてもらいたい。時間的にあの、耕起より倍以上かかりますから、時間で言うと。いかがでしょう。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>代かきを上げてもらいたいということでしたけども…。大体、他の市町村は5,000円が最低にはなっていて、最大が十和田市の6,300円とかになっていますけど、いくらくらいが妥当なところでしょう。</p>
1 3 番 (袴田委員)	<p>できれば、1,000円くらい。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>1,000円くらい。はい、わかりました。</p> <p>(事務局 確認中)</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>他の委員の皆さん、何か意見とかなければプラス1,000円で、この議案は決めたいと思いますけども。</p>
7 番	<p>審議案で、いいと思います。</p>

<p>(吉田委員)</p>	
<p>議長</p>	<p>はい、よろしいですか。</p>
	<p>はい、あとありませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>あとなければ、議案第56号を議案どおり（代かきは6,000</p>
	<p>円）決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p>
<p>(西館事務局長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第56号を原案どおり決定いたします。</p>
	<p>次に議案第57号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員</p>
	<p>会の許可について」を議題とします。</p>
	<p>事務局からの説明を求めます。</p>
	<p>それでは、議案第57号について説明します。</p>
	<p>議案書の6-1から、6-3ページをご覧ください。</p>
	<p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案5件であり、権利の内容</p>
	<p>は売買による所有権移転が1件、贈与による所有権移転が3件、賃</p>
	<p>借権の設定が1件です。</p>
	<p>番号1は、売買による所有権移転です。</p>

資料2をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 東下谷地115番788、登記地目は 山林、現況地目は畑、面積は661平方メートルとなっております。

番号2は、親子間贈与による所有権移転です。

資料3から5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 一川目四丁目74番2 外13筆、地目は 田、畑、面積は 合計23,513平方メートルとなっております。

番号3は、贈与による所有権移転です。

資料6と7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 浜道306番 外5筆、地目は 田、面積は 合計5,623平方メートルとなっております。

番号4は、親子間贈与による所有権移転です。

資料8をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 瓢244番367 外1筆、地目は 畑、面積は合計
8,987平方メートルとなっております。

番号5は、賃貸借権の設定です。

	<p>資料9をご覧ください。</p> <p>貸渡人は []、借受人は []。</p> <p>土地の所在は 瓢244番185 外1筆、地目は 畑、面積は合計20,130平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第57号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第57号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第58号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第58号について説明します。</p> <p>議案書の7ページと資料10と11をご覧ください。</p> <p>番号1の申請人は[REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、木ノ下南2番434、地目は畑、面積は1,850平方メートルのうち1,223.22平方メートルとなっております。用途は宅地、転用の事由は農家住宅及び農業用施設の建築のためとなっております。なお、すでに昭和54年頃に転用済みのため、始末書を添付し、申達予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局からの説明に関連して、2月28日に現地調査を行っておりますので、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>6番 (久慈委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。2月28日に松林会長、沼館 廣志 委員、私、川口事務局次長、尾駁主任主査の5人で現地調査を行ないました。</p> <p>番号1の申請地は、農家住宅と農業用施設を建築されておりました。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で自然浸透させ、処理します。西側農地と地盤高は同一であることから、周辺農地への影響は少ないと見込まれます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者の父は、葉タバコ農家を営んでおり、農地法の許可が必要という認識はなく、住宅と農業用倉庫を建てました。その後、父が亡くなり、申請者が相続し、現在に至ったものです。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
4 番 (玉川委員)	<p>はい、4番 玉川です。</p> <p>これ何年前くらいに建てたのかわかる。…建物が。</p>
事務局 (尾駮主任主査)	<p>建物が54年。…54年に建てて、そのあと改築とかがあって、今に至るみたいです。</p>
4 番	<p>54年で言えば…</p>

<p>(玉川委員)</p>	
<p>議長</p>	<p>うん、42～43年。</p>
<p>4番 (玉川委員)</p>	<p>う～ん。ば、しょうがねえなあ。新しいばね、あれだけど。 …はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>あとありませんでしょうか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第58号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第58号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第59号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは議案第59号について説明します。 議案書の8ページと資料10、12をご覧ください。 譲渡人は []、譲受人は [] 外1名。</p>

	<p>土地の所在は、木ノ下南2番1792、地目は 畑、面積は499平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は、自己住宅建築のためです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
6 番 (久慈委員)	<p>番号1の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で自然浸透させ、処理します。西側農地と地盤高は同一であることから、周辺農地への影響は少ないと見込まれます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、自己住宅の建築を計画しました。三沢市からの通勤経路上にあり、閑静な場所であることから当該農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められ</p>

議 長	<p>る、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第59号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第59号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第60号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第60号について説明します。</p> <p>議案書の9-1から9-7ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年3月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が16件となっております。</p>

	<p>これにより集積される農地は51筆で、合計面積は100,245平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
8 番 (袴田委員)	<p>はい。8番 袴田です。</p> <p>ページが9-4、番号が10番と11番。ここあの、 さん。11番も さん。そして設定を受ける者が久保田さん。10番、11番も全く同じ方で、賃借権の設定というところなんですけども。これは10番と11番に分かれているのは、どういうことなんでしょうか。お知らせください。</p>
事 務 局 (尾駈主任主査)	<p>はい。袴田 委員の質問に対してお答えします。</p> <p>11番の方が、 さん単独の所有権になっており、10番の方の代表者が さんになっているんですけど、共有名義になっていまして。 さんが2分の1、9番の さんが2分の1残り持っているということで、10番と11番に分かれています。</p> <p>ただ、契約書上の名義は、 さんが代表ということだったので、このような書き方になっております。</p> <p>以上です。</p>

8 番 (袴田委員)	はい、わかりました。
議 長	はい、あとございませんでしょうか。…よろしいですか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第60号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第60号は原案どおり決定いたします。 次に、議案第61号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (西館事務局長)	はい、議長。事務局長。 それでは、議案第61号について説明します。 議案書の10-1から10-4ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が6件、賃借権が1件となっております。これにより集積される農地は23筆で、合計面積は40,870平方メートル、設定期間は3年から10年間となります。以上で説明を終わります。

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第61号は原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第61号を原案どおり決定いたします 次に、議案第62号「農業経営改善計画認定に係る意見について」 を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第62号について説明します。</p> <p>議案書の11ページと別紙資料をご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年3月3日付けで農業経営改善計画認 定について意見を求められております。担当の成田から説明しま す。</p>
農林水産課	<p>農林水産課 成田です。よろしく申し上げます。</p>

(成田主幹)

今回、3人分の計画認定の意見照会をさせていただいています。
まず1件目、 さんの農業経営改善計画認定申請について説明いたします。

この方は大根とキャベツによる営農経営活動を行っております。
現在、本人と本人の長男夫婦及び臨時雇用により農業経営しており、今後は低利な制度資金や補助事業を活用して、新たな機械の導入等により、生産効率を向上させながら農地の規模拡大及び生産量の増加を図っていく予定です。

次に2人目です。

 さんの農業経営改善計画認定申請について説明します。

この方は水稻、大根及び人参による営農活動を行っております。
現在、本人と家族3人の合計4人による農業経営をしており、今後減肥によるコスト削減をしながら低利な制度資金や補助事業を活用して新たな機械の導入し、作業効率を向上させながら農地の規模拡大と生産量の増加を図っていく予定です。

最後、3人目です。

 さんの農業経営改善計画認定申請について説明します。

この方はキャベツによる営農活動を行っております。現在、本人と本人の妻と長男の3人と臨時雇用により農業経営をしており、今後は国や県の各種補助事業や低利な制度資金を活用して、最新の機械への更新・導入等により、農作業の負担軽減と生産効率を向上させながら農地の規模拡大と生産量の増加に取り組んでいく予定です。

議 長	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第62号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第62号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第63号「相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営 を行っている旨の証明書発行の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第63号について説明します。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>相続税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年 ごとに継続届を提出することとなっており、関係法令により農業委 員会で発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添</p>

議 長	<p>付することとなっています。</p> <p>今回、議案書に記載の1名の者より証明願いがありましたので、証明書の発行について承認を求めるものであります。</p> <p>なお、特例農地に遊休農地がないことを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第63号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第63号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第64号「令和5年度おいらせ町農業委員会基本方針について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、議長。事務局次長。</p> <p>それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。</p> <p>資料の方は13ページ目となっておりますが、私の方で今日、当日配布させていただきました、ちょっと赤い色が入っている一枚物</p>

	<p>の用紙の別紙に基づきましてご説明させていただきます。</p> <p>令和5年度の農業委員会の基本方針案につきましては、事業計画の中に人農地プランの行程化に関連した事項を1点のみ追加することとしてあるものです。資料の裏面の方をご覧ください。</p> <p>こちらの方は昨年度の基本方針に、赤い部分で見え消しをしているところを削除して、追記している部分を追加する形を案としております。ちょっと見づらいことをお許し願います。</p> <p>具体的内容です。別紙の中で、変更した部分なのですが、国によって義務付けられました地域計画の策定。それから委員会として行う予定であります、目標地図を作るための出し手の意向調査というものが実施しなければなりません、それと目標地図整備を実施することと合わせて、最適化の推進に関する事務の一環として新たにここに付け加えたものとなっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
1 8 番 (名古屋委員)	はい、別紙の表題がですね、令和54年度とありますけども。これは訂正をしていただきたいと思います。
事 務 局 (川口事務局次長)	はい。こちら令和4年度に、見え消し、線を引いて5年度にしたつもりではありましたが、私もよく見ますと何かわかりにくいなと。実際にこの見え消しでやれば、どう変わったかわかるんだろうなと思って私作ったんですが、今後はもう見え消しじゃない形で、

議 長	<p>前のものと今のもの、どう違うか対比できるような資料にさせていただきたいと思います。今回に関しましては、上程してしまった以上、取り返しがつきませんが、次回はわかりやすい形でお示しさせていただきますので、ご容赦ください。</p>
議 長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>あとございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第64号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第64号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第65号「農業委員会事務局職員の人事異動に係る任免の委任について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第65号について説明をします。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条の規定により農業委員会事務局職員は、農業委員会が任免することとなっています。</p>

	<p>今回、職員の人事異動については、農業委員会会長に委任することの承認を求めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第65号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第65号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第13回おいらせ町農業委員会総会を閉会します</p>